

令和元年度老人保健健康増進等事業

介護保険施設における食費・居住費の平均的な費用額に関する調査研究事業
報告書サマリー

株式会社三菱総合研究所

◆ 本事業の概要

介護保険施設の基準費用額については、介護事業経営実態調査によって平均的な費用額を把握しているが、その平均的な費用額については、介護給付費分科会において実態把握の方法に関する意見（償却方法の相違（定率法・定額法）を踏まえた減価償却費の把握等）があり、また2019年度介護報酬改定に関する審議報告では、「基準費用額については、今後介護事業経営実態調査で実態を把握した上で、どのような対応を図るべきか引き続き検討することが適当である。」とされたところである。

そこで、本調査研究事業では、介護事業経営実態調査で把握されている費用のうち、居住費の平均的な費用に占める割合が高い減価償却費に着目し、ヒアリング調査やアンケート調査を通じて建物等資産の取得年月、取得額、耐用年数、償却方法（定率法・定額法）、償却額等の実態について把握を行った。

◆ 介護保険施設における建物等に関するヒアリング及びアンケート調査のまとめ

【固定資産台帳上の資産件数】

単一の施設においても増改築等のため固定資産台帳上は建物資産が複数存在すること、資産をフロア別に区分して管理している等の理由から建物附属設備資産の平均件数が10件以上に上ることが明らかになった。ここから、量的調査にて取得年、取得価額、償却期間、償却方法等の情報を建物等資産1件ごとに把握する場合には、記入者負担に留意が必要であることが分かった。

【建物の償却方法】

法人格によって建物の償却方法に特徴が見られた。社会福祉法人では定率法の資産を保有している施設は少ないが、医療法人では1/3以上の施設が定率法の資産を保有していることが分かった。

【減価償却費の状況】

建物等資産に関する新規投資の時期や規模、資産の除却、償却方法が法人や施設の個別の意思決定により行われることから、減価償却費は施設ごと、年ごとに変動し、個別性が高いことが分かった。ただし、以上に見た個別性のうち、償却方法の差異による影響については、「新定額法への割り戻し計算」を行うことによって、一定程度取り除くことができることも分かった。「新定額法への割り戻し計算」とは、定率法により償却を行っている資産について、新定額法を採用した場合に計上される償却額を仮想的に計算し直す方法である。

なお、介護保険施設における居住費の平均的な費用額の構成要素の一つに組み入れられている減価償却費について、本事業の検討委員会では、以上に述べた個々の建物の特性にも留意すべきではないかとの意見があった。